

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十九条の規定によつて、広島県行政不服審査会の令和七年度答申第九号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和八年三月九日

広島県知事 横 田 美 香

諮問庁：広島県知事（社会援護課）

諮問日：令和7年3月18日

（令和6年度諮問第11号）

答申日：令和8年2月17日

（令和7年度答申第9号）

答申内容

第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

- 1 令和2年1月7日付けで審査請求人から提起のあった、A市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条に基づく保護費の返還決定処分（以下、令和元年10月8日付けa第1003号の160によるものを「本件処分1」、同日付けa第1003号の161によるものを「本件処分2」といい、併せて「本件各処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁（広島県知事（社会援護課））の判断は、妥当でない。

- 2 本件審査請求は、却下されるべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

- (1) 審理員による審理手続での審査請求人の主張の要旨

令和6年12月13日付け3審理第240号で審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）3(1)に記載のとおりである。

- (2) 審査会の審査手続での主張の要旨

ア 本件各処分に係る請求権と免責・非免責の適用関係について

- (ア) 平成30年9月30日までの保護費について

本件処分1に係る処分庁の審査請求人に対する請求権、すなわち、平成30年9月30日までに処分庁が支弁した保護費に相当する返還金（〇〇円。以下「本件返還金」という。）に係る債権については、生活保護法第77条の2第2項の「国税徴収の例により徴収することができる」債権ではなく、破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項第1号の「租税等の請求権」に当たらないため、広島地裁A支部の審査請求人に対する免責許可の決定（以下「本件免責許可決定」という。）及びその確定により免責対象とされた。もともと、本件返還金に係る債権が免責対象になっても自然債務になるにすぎず、処分庁が返還請求する姿勢を示している限りにおいては、処分庁から請求を受け続ける危険が存

続し、本件処分1の取消しは審査請求人の権利利益の救済に資することとなる。

(イ) 平成30年10月1日以後の保護費について

本件処分2に係る処分庁の審査請求人に対する請求権、すなわち、平成30年10月1日以後に処分庁が支弁した保護費に相当する徴収金（〇〇円。以下「本件徴収金」という。）に係る債権については、生活保護法第77条の2第2項の「国税徴収の例により徴収することができる」債権であり、破産法第253条第1項第1号の「租税等の請求権」に当たるため、本件免責許可決定によっても免責対象とならない。

イ 消滅時効の完成について

本件返還金及び本件徴収金に係る各債権は、本件各処分から5年が経過しており、消滅時効が完成している。もっとも、処分庁が返還請求する姿勢を示している限りにおいては、審査請求人は訴訟や滞納処分等の対応を余儀なくされることとなり、本件各処分の取消しは審査請求人の権利利益の救済に資することとなる。

2 審査庁の主張の要旨

令和7年3月18日付け諮問説明書

(1) 審査庁の考え

本件審査請求を棄却すべきと考える。

(2) 考え方の理由

ア 認定事実

審理員意見書4に記載のとおりである。

イ 判断

審理員意見書6に記載のとおりである。

ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきと考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 本件処分が違法又は不当であるかについて

(1) 基本的事項

ア 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものであり、最低限度の生活需要を満たすのに十分であって、かつ、これを超えないものでなければならない。したがって、生活保護法第4条第1項にいう「その利用しうる資産、能力その他あらゆるもの」及び生活保護法第8条第1項にいう「その者の金銭又は物品」とは、被保護者がその最低限度の生活を維持するために活用することができる一切の財産的価値を有するものを含むと解される。

そして、生活保護法は、「その利用しうる資産、能力その他あらゆるもの」及び「その者の金銭又は物品」について特に限定をしておらず、将来返済が予定されている借入金についても、当該借入れによって、被保護者の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産は増加するのであるから、保護受給中に被保護者が借入れをした場合、これを原則として収入認定の対象とすべきであると解されている（平成20年2月4日札幌地裁判決）。

もっとも、生活保護法の目的である自立助長の観点から、あるいは社会通念上適当でない場合も生じ得るところ、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3・(3)及び生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8・2のとおり、収入として認定しない場合の統一的な基準が定められている。

イ 生活保護法第63条は、急迫の場合等において、資力を有しているにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、受けた保護金品に相当する金額の範囲内において、保護の実施機関の定める額の返還を求める規定である。

この生活保護法第63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に支給した保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うしようとするものであると解されている（平成25年4月22日東京高裁判決）。

(2) これを本件についてみると、審査請求人は、Bの監視のもと、Bの指示どおりにBにそのまま現金を手渡したのであって、詐欺被害に遭ったにすぎず、自己が費消する目的で借入れを行ったものではない等として、生活保護法第63条「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当しないと主張している。

しかしながら、提出された資料からすると、Bが、他者に対して詐欺を行っていたことは認められるものの、審査請求人に対しても詐欺を行ったという客観的な証明とは直ちに認めることはできない。

よって、審査請求人の主張は、その前提を欠くものといわざるを得ず、前記(1)アに照らすと、審査請求人が平成30年2月頃にC株式会社及びD株式会社から借りたそれぞれ〇〇万円、合計〇〇万円（以下「本件借入金」という。）は、原則として収入認定の対象になるものと認められる。そして、この場合、事前に保護の実施機関である処分庁の承認を受けていないことは明らかであることから、本件借入金は、局長通知第8・2・(3)により収入として認定しない対象として掲げる貸付資金に該当せず、次官通知第8・3・(3)・ウにいう「他法・他施策等により貸し付けられる資金」に該当しない。

したがって、「他法・他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」についての検討をする必要はなく、本件借入金

については、その全額を最低限度の生活を維持するために活用可能なものとして収入認定するのが相当である。

なお、自立更生免除の適用については、本件借入金は、審査請求人が消費者金融から借入れをしたその場でBに手渡されており、自立更生免除（生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成24年課長通知」という。）2・(1)・ア）の対象とならないことは明らかである。

- (3) 収入が事後に明らかになった場合の遡及変更の限度は3か月程度とされ、それ以前の返納額は、生活保護法第63条により処理すべきものとされている（「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-2・(答)3・ア）。

処分庁は、令和元年6月19日に審査請求人から資産申告書を受領し、その後、同月26日に和解催告書の写し（D株式会社）及び催告書の写し（C株式会社）を受領したことにより、本件借入金の状況を正確に把握するに至ったものと認められる。一方、本件各処分は、令和元年10月8日付けで行われており、3か月を超えていることから、処分庁が、収入の返納に当たって、生活保護法第63条により処理したことは妥当であると認められる。

- (4) 処分庁は審査請求人に対して、生活保護法第63条の規定に基づいて、令和元年10月8日付けの「生活保護法第63条に基づく保護費の返還について（通知）」と題する各通知書（そのうち、〇〇円の返還を求めるものを「本件処分1通知書」という。）により、合計〇〇万円の保護費の返還を求めている。

この場合、本件借入金の借入れが行われた日、すなわち資力発生日は、平成30年2月20日であるところ、本件各処分に係る各月の保護費の支給明細の資料によると、本件処分1通知書に係る「保護に要した費用（支払った保護費）」〇〇円には、同月1日から19日までの保護費が含まれている。この理由について、処分庁は、本件借入金は、局長通知第8の1(5)のその他の収入に該当するとした上、同通知第8の1(5)に「(1)から(4)までに該当する収入以外の収入はその全額を当該月の収入として認定すること」とあった旨を述べている。

しかしながら、生活保護法第63条に基づく費用返還額は、処分庁が審査請求人に支払った保護費の範囲を限度に収入認定額を要返還額として算出するものと解される（なお、処分庁が認定した自立更生経費があれば、当該要返還額から当該経費を控除した額を返還請求額とする。）。

よって、平成30年2月分の「保護に要した費用」に平成30年2月1日から19日までの期間に係る保護費は含まれないことは明らかであり、処分庁が本件各処分に当たり、平成30年2月分の保護費について、日割計算せず、全額を「保護に要した費用」としたことは、妥当ではなかったというほかない。

- (5) 前記(4)のとおり、本件各処分に当たり一部妥当とはいえないところが認められるものの、本件各処分に係る各月ごとの保護費の支給明細の資料によると、処分庁は審査請求人に対して、資力発生日である平成30年2月20日以後、本件借入金を上回る保護費を支給してきていることは明らかであり、本件各処分による返還額の合計額が〇〇万円であることに影響を及ぼすことにはならず、審査請求人にとって不利益になるものでない。
- (6) 以上を総合すると、本件各処分が、取り消されるべき違法又は不当なものであったとまでは認められない。

2 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求には、理由がない。よって、本件審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

1 審査庁から審査会へ諮問（令和7年3月18日）

2 第1回審議（令和7年9月16日）

- (1) 本件審査請求に係る審議を行った。
- (2) 行審法第81条第3項の規定により準用する行審法第74条の規定による調査権限の行使が必要と認めたため、行政不服審査法施行条例（平成28年広島県条例第2号。以下「条例」という。）第10条第6項の規定により、当該調査を行うための決議を行った。

3 審査請求人は、警察に提出した被害届（Bにより審査請求人が被ったとする詐欺被害に係るもの。以下同じ。）の写しを審理手続において審理員に提出したと主張するものの、審査会に審査庁経由で提出された諮問資料一式には被害届がなかったため、審査会は、令和7年10月16日付けで前記2(2)の調査権限を行使し、審査請求人に対して被害届の写しの提出を求めた。

また、審査請求人が審理手続において審理員に提出した陳述書には、審査請求人は被害届を警察に提出することができなかった旨の記載があるのに対し、審査請求人は審査会には「警察に被害届を提出した経緯について陳述書で説明している」と主張することから、審査会は主張を再整理するよう審査請求人に釈明した。

4 令和7年10月20日、前記3の調査権限の行使に対して審査請求人から、警察に被害届を提出したものの受理されておらず、審査庁に提出したのは警察が作成した「相談簿」であり、その限度で訂正する旨の回答があった。

5 第2回審議（令和7年11月7日）

- (1) 本件審査請求に係る審議を行った。
- (2) 行審法第81条第3項の規定により準用する行審法第74条の規定による調査権限の行使が必要と認めたため、条例第10条第6項の規定により、当該調査を行うための

決議を行った。

6 審査会は、前記5(2)の調査権限を行使し、令和7年11月19日付けで審査請求人に対し、同月21日付けで処分庁に対し、以下のとおり釈明した。

(1) 審査請求人について

ア Bに対する損害賠償請求権と破産（同時廃止）との関係について

広島地裁A支部が審査請求人について「処分できる財産がない」として同時廃止を決定した破産手続（以下「本件破産手続」という。）において、審査請求人が実際には回収できる見込みはないと主張するBに対する〇〇万円の損害賠償請求権についてどのように対応したのか明らかにすること。

イ 本件返還金及び本件徴収金に係る各債権と免責・非免責の適用関係について

本件返還金及び本件徴収金に係る各債権について、本件免責許可決定により審査請求人は免責されたのか、それとも免責されていないのか明らかにすること。

(2) 処分庁について

ア 審査請求人からBへの本件借入金の譲渡の有無について

審査請求人が本件借入金をBに渡したと主張する点について、処分庁はこれを否定する主張を行う一方、これを肯定する主張も行っていることから、本件借入金審査請求人からBに渡ったことを認めるか否か主張を整理すること。

イ 本件返還金及び本件徴収金に係る各債権と免責・非免責の適用関係について
前記(1)イと同旨

7 令和7年12月10日、前記6(1)の調査権限の行使に対して、審査請求人から以下のとおり回答があった（別紙1）。

(1) Bに対する損害賠償請求権と破産（同時廃止）との関係について

審査請求人は、Bに対する損害賠償請求権を破産申立書の財産目録に記載して広島地裁A支部に提出した。

(2) 本件返還金及び本件徴収金に係る各債権と免責・非免責の適用関係について

前記第2の1(2)アと同旨

(3) 消滅時効の完成について

前記第2の1(2)イと同旨

8 令和7年12月12日、前記6(2)の調査権限の行使に対して、処分庁から以下のとおり回答があった（別紙2）。

(1) 審査請求人からBへの本件借入金の譲渡の有無について

審査請求人からBに〇〇万円が渡ったか否かについては、審査請求人が立証すべきものであり、審理終結に至るまで、それを裏付ける事実や証拠は提出されていないため、不知である。

(2) 本件返還金及び本件徴収金に係る各債権と免責・非免責の適用関係について

(ア) 本件返還金に係る債権について

本件破産手続開始申立ての資料である債権者一覧表には本件返還金に係る債権が記載されていない。したがって、本件返還金に係る債権は、破産者が知りながら債権者名簿に記載しなかった請求権に当たるため、破産法第253条第1項第6号により免責されない。なお、同号括弧書では破産手続開始の決定があったことを知っていた者の有する請求権を除くとされているが、令和2年2月4日に本件破産手続の開始が決定されたことについて、処分庁は同年6月30日に把握したことから、本件返還金に係る債権は同号括弧書に該当しない。

(4) 本件徴収金に係る債権について

破産法第253条第1項第1号により免責されない。

(3) 消滅時効の完成について

本件返還金及び本件徴収金に係る各債権は、令和元年11月26日（審査請求人に対する督促の納期限の翌日）から5年が経過した令和6年11月26日をもって時効が完成して消滅した。

そのため、本件返還金及び本件徴収金に係る各債権については不納欠損処理を行った（審査会注：不納欠損とは、時効による債権の消滅、権利の放棄等のため、既に調定し、納入を告知した歳入が徴収し得なくなった場合において、その収納がないにもかかわらず当該徴収事務を結了せしめる決算上の処理をいう（昭和27年6月12日地自行発161号三原市監査委員宛行政課長回答））。

9 第3回審議（令和7年12月23日）

本件審査請求に係る審議を行った。

10 第4回審議（令和8年2月17日）

答申案を検討し、答申を決議した。

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

(1) 生活保護法

第2条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機

関の定める額を返還しなければならない。

第77条の2 急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第63条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。

(2) 破産法

第97条 次に掲げる債権（財団債権であるものを除く。）は、破産債権に含まれるものとする。

4 国税徴収法（昭和34年法律第147号）又は国税徴収の例によって徴収することのできる請求権（以下「租税等の請求権」という。）であって、破産財団に関して破産手続開始後の原因に基づいて生ずるもの

第124条 第117条第1項各号（第4号を除く。）に掲げる事項は、破産債権の調査において、破産管財人が認め、かつ、届出をした破産債権者が一般調査期間内若しくは特別調査期間内又は一般調査期日若しくは特別調査期日において異議を述べなかつたときは、確定する。

3 第1項の規定により確定した事項についての破産債権者表の記載は、破産債権者の全員に対して確定判決と同一の効力を有する。

第253条 免責許可の決定が確定したときは、破産者は、破産手続による配当を除き、破産債権について、その責任を免れる。ただし、次に掲げる請求権については、この限りでない。

一 租税等の請求権（共助対象外国租税の請求権を除く。）

六 破産者が知りながら債権者名簿に記載しなかつた請求権（当該破産者について破産手続開始の決定があつたことを知っていた者の有する請求権を除く。）

(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）

第236条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行使することができる時から5年間行使しないときは、時効によつて消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の完成猶予、更新その他の事項（前項に規定する事項を除く。）に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法（明治29年法律第89号）の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、時効の更新の効力を有する。

(4) 民法（明治29年法律第89号）

第169条 確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利については、10年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、10年とする。

2 前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。

(5) 次官通知

第8 収入の認定

収入の認定は、次により行なうこと。

3 認定指針

(3) 次に掲げるものは、収入として認定しないこと。

ウ 他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護者世帯の自立更生のために当てられる額

(6) 局長通知

第8 収入認定の取扱い

1 定期収入の取扱い

(5) その他の収入

(1)から(4)までに該当する収入以外の収入はその全額を当該月の収入として認定すること。ただし、これによることが適当でない場合は、当該月から引き続く6か月以内の期間にわたって分割認定するものとする。

2 収入として認定しないものの取扱い

(3) 貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられることにより収入として認定しないものは次のいずれかに該当し、かつ、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認があるものであって、現実に当該貸付けの趣旨に即し使用されているものに限ること。

(略)

(7) 平成24年課長通知

2 改善に向けた取組

(1) 法第63条に基づく費用返還の取扱いについて

ア 返還対象額について

法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。

ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。…

③ 当該収入が、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8の3の(3)に該当するものにあつては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第8の40の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額。（事前に実施機関に相談があったものに限る。ただし、事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるもの限り同様に取り扱いして差しつかえない。）

(8) 問答集

問7-13 最低生活費の日割計算

(問) 月の途中での保護の開始や保護の変更にあたって、基準生活費その他月額で示されている最低生活費の認定は、すべて日割計算しなければならないか。

(答) 実施要領に格別の定めがない限り日割計算により認定すべきである。

問13-2 扶助費の遡及支給の限度及び戻入、返還の例

(問) 次に示す場合について、扶助費の戻入、返還等の取扱いを教示されたい。

(D) 収入増の事実が明らかになったため、既に算定した収入充当額が過少となったとき。

(答) 3 収入の増減が明らかになった場合の取扱い

…(D)のような場合で、既に支給した保護費の一部（場合によっては全部）を返還させるべき場合は、局第10の2の(8)により、その返還を要する額を次回支給月以後の収入充当額として計上することによって調整することができる。…

すなわち、戻入として処理すべき金額を当該世帯の資力として認定するという考え方に基づくものであるが、次の点に留意する必要がある。

ア この取扱いが認められるのは、確認月からその前々月までの分として返納すべき額に限ること。したがって、それ以前の返納額は法第63条により処理すべきである。

問13-5 法第63条に基づく返還額の決定

(問) 災害等による補償金を受領した場合、年金を遡及して受給した場合等における法第63条に基づく返還額の決定に当たって、その一部又は全部の返還を

免除することは考えられるか。

(答) (1) 法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。

したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。

(2) しかしながら、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない。…

ウ 当該収入が、事第8の3の(3)に該当するものにあつては、課第8の40の認定基準に基づき実施機関が認めた額。(事前に実施機関に相談があつたものに限る。ただし、事後に相談があつたことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるものに限り同様に取扱いして差しつかえない。)

(9) A市においては、A市福祉事務所設置条例(昭和〇年A市条例第〇号)第〇条の規定により設置されたA市福祉事務所において、生活保護法に基づく保護に関する事務を行うこととされている(A市福祉事務所設置条例第〇条)。

(10) 保護の実施等の事務については、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とされている。

(11) 次官通知、局長通知及び生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「昭和38年課長通知」という。)は、地方自治法第245条の9の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準とされている。

また、問答集は、生活保護法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として合理的なものであると認められる。

(12) 生活保護法第63条に基づく返還額決定処分を行うに当たっては、処分庁は、生活保護法のほか、次官通知、局長通知、昭和38年課長通知、平成24年課長通知等を行政手続法(平成5年法律第88号)第12条の処分基準であると位置付け、公にしている。

(13) 以上の法令等の規定を前提に、本件処分が違法又は不当であるかについて2以下で検討する。

2 理由

(1) 事実認定

一件記録によれば、次の事実が認められる。

- ア 平成27年2月2日、審査請求人は処分庁による保護を受給することを開始した。
- イ 平成30年2月20日、審査請求人は、C株式会社及びD株式会社から〇〇万円ずつ、合計〇〇万円を借り入れた（本件借入金）。
- ウ 令和元年6月19日、処分庁は審査請求人から本件借入金について報告を受けた。
- エ 令和元年6月26日、処分庁は、審査請求人から本件借入金の経過についての聞き取りを行った。審査請求人は、Bに頼まれて借入れをして、その場でBに本件借入金の全額を手渡したが、その後、Bは詐欺容疑で逮捕されたと説明した。
- オ 令和元年8月28日、処分庁は、本件借入金による収入の申告遅滞についてケース診断会議に諮り、審査請求人に対する生活保護法第63条の適用を決定した。
- カ 令和元年10月8日、処分庁は、本件借入金による収入について、生活保護法第63条による保護費相当額の返還（本件返還金及び本件徴収金）を決定し、審査請求人に通知した。
- キ 令和元年11月15日、処分庁は、本件返還金及び本件徴収金について、納期限を令和元年11月25日とする督促状を審査請求人に送付した（別紙2）。
これに対し、審査請求人は上記納期限までに本件返還金及び本件徴収金を処分庁に納付しなかった。
- ク 審査請求人は、令和2年1月7日付けで、本件各処分の取消しを求める本件審査請求を行った。
- ケ 令和2年2月4日、本件破産手続の開始が決定されると同時に廃止された（同時廃止）。
- コ 令和2年6月30日、審査請求人は、本件破産手続が終結した旨を処分庁に伝えた（別紙2）。
- サ 令和2年8月25日、処分庁は、審査請求人から提出された本件破産手続の債権者一覧表のなかに本件返還金及び本件徴収金に係る各債権が記載されていないことを確認した（別紙2）。
- シ 令和2年4月14日、広島地裁A支部は、本件破産手続について免責許可決定を行った（本件免責許可決定）。その後、本件免責許可決定に対して債権者から抗告等はなく、同決定は確定した。
- ス 本件返還金及び本件徴収金に係る各債権は、督促の納期限の翌日から起算して5年を経過した令和6年11月26日をもって時効により消滅した（別紙2）。
- セ 本件返還金及び本件徴収金の各債権について、処分庁は消滅時効の完成を受けて令和7年3月25日に不納欠損処理を行った（別紙2）。

(2) 判断

ア 免責・非免責について

- (ア) 保護費相当額の返還金（徴収金）に係る債権と免責・非免責の適用関係について

破産法第 253 条第 1 項は、免責許可の決定が確定したときの破産債権の免責を定める一方、その例外として非免責債権についても定めており、非免責債権の一つに「租税等の請求権」がある（同項第 1 号）。また、破産法第 97 条第 4 号は「租税等の請求権」について国税徴収法又は国税徴収の例によって徴収することのできる請求権と定義している。

この点、生活保護法第 63 条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと定めているところ、平成 30 年 10 月 1 日に施行された改正生活保護法で新たに設けられた第 77 条の 2 第 2 項において、同法第 63 条の保護費相当額の返還金（徴収金）については国税徴収の例により徴収することができることとされた。ただし、生活保護法附則第 4 条において、同法第 77 条の 2 は平成 30 年 10 月 1 日の施行日以後に都道府県又は市町村の長が支弁した保護費に相当する徴収金について適用するとされ、平成 30 年 9 月 30 日までに都道府県又は市町村の長が支弁した保護費に相当する返還金については同法第 77 条の 2 は適用されないこととされた。

以上のことからすると、平成 30 年 9 月 30 日までに支弁された保護費に相当する返還金については、生活保護法第 77 条の 2 第 2 項が適用されず、国税徴収の例により徴収することができないため、破産法第 253 条第 1 項本文の免責債権であり、平成 30 年 10 月 1 日以後に支弁された保護費に相当する徴収金については、生活保護法第 77 条の 2 第 2 項が適用され、国税徴収の例により徴収することができるため、破産法第 253 条第 1 項第 1 号により非免責債権である。

- (イ) 本件返還金及び本件徴収金に係る各債権と免責・非免責の適用関係について
a 本件返還金に係る債権について

前記 2(1)サで認定したとおり、本件返還金に係る債権は、本件破産手続開始申立ての際に審査請求人が広島地裁 A 支部に提出した債権者一覧表に記載されていないことが認められるところ、破産法第 253 条第 1 項第 6 号は破産者が知りながら債権者名簿に記載しなかった請求権については非免責債権としている。ただし、同号は破産者について破産手続開始の決定があったことを知っていた者の有する請求権を除く旨、規定しているが、前記 2(1)コで認定したとおり、処分庁が審査請求人の本件破産手続の開始及び廃止について知ったのは令和 2 年 6 月 30 日で、同手続が開始された令和 2 年 2 月 4 日当時、処分庁はこれを知っていなかったことが認められる。そうすると、本件返還金に係る債権は同号の除外規定の適用を受けない。

また、審査請求人が本件返還金に係る債権を債権者一覧表に追加して広島

地裁A支部に提出したという事実も証拠上、認められない。

以上のことから、本件返還金に係る債権については、平成30年9月30日までに支弁された保護費に相当する返還金ではあるものの、本件破産手続開始申立てに係る債権者一覧表に記載されていないことから、免責されていないといわざるを得ない。

b 本件徴収金に係る債権について

本件徴収金に係る債権については、平成30年10月1日以後に支弁された保護費に相当する徴収金であるため、前記アに照らして破産法第253条第1項第1号により免責されていないと解するのが相当である。

イ 消滅時効について

(ア) 普通地方公共団体の権利の時効の完成について

地方自治法第236条第1項により、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利については、時効について他の法律に定めがある場合を除き、5年間行使しなければ時効により消滅する。

また、地方自治法第236条第4項により、普通地方公共団体が行う督促は時効の更新の効力を有する（ただし、最初の督促に限る（昭和44年2月6日自治行第12号東京都経済局長宛行政課長回答）。）。したがって、最初の督促がなされれば、それにより新たに時効が進行を開始する。

(イ) 本件返還金及び本件徴収金に係る各債権の時効の完成について

a 時効期間について

生活保護法には保護費の返還請求の時効について定めた規定は存しないことから、前記(ア)に照らし、本件返還金及び本件徴収金に係る各債権には地方自治法第236条第1項が適用される。

もっとも、民法第169条第1項により、確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利については、10年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は10年となるところ、本件は確定判決が関係する事案ではなく、また、破産法第124条第3項により破産債権者表への記載は確定判決と同一の効力を有するものの、本件破産手続については同時廃止がなされていることから、破産債権者表は作成されていない。その他、証拠上、審査請求人について確定判決と同一の効力を有するものが存することは認められない。

以上のことから、本件返還金及び本件徴収金に係る債権の消滅時効の期間は5年である。

b 消滅時効の成立時期について

前記2(1)キで認定したとおり、処分庁は本件返還金及び本件徴収金について納期限を令和元年11月25日とする督促状を審査請求人に送付しているこ

とから、本件返還金及び本件徴収金の各債権の消滅時効の起算日は同月 26 日であるところ、処分庁はその後 5 年間、上記各債権を行使していない。したがって、本件返還金及び本件徴収金の各債権は、令和 6 年 11 月 26 日をもって時効により消滅したことが認められる。

ウ 本件審査請求の要件について

本件返還金及び本件徴収金の各債権が時効により消滅している点について、審査請求人は、処分庁が返還請求する姿勢を示している限りにおいては、訴訟や滞納処分等の対応を余儀なくされることとなり、本件各処分の取消しは審査請求人の権利利益の救済に資することとなると主張する。

しかしながら、①前記 2(1)セで認定したとおり、処分庁は本件返還金及び本件徴収金に係る各債権について不納欠損処理を行っていることから、「処分庁が返還請求する姿勢を示す」とする審査請求人の主張は当たらず、また、②本件返還金及び本件徴収金に係る各債権については上記のとおり消滅時効が成立しているところ、消滅時効が成立した債務については、自然債務と解され、債務者が任意に弁済することは格別、債権者が訴求することや強制執行することができないものであるから、「審査請求人は訴訟や滞納処分等の対応を余儀なくされる」という審査請求人の主張も当たらない。すなわち、審査請求人の「本件処分の取消しは審査請求人の権利利益の救済に資する」という主張はその前提を欠いているといわざるを得ない。

そうすると、本件返還金及び本件徴収金に係る各債権は消滅時効が完成し、それに伴い不納欠損処理がなされていることから、審査請求人には本件処分の取消しを求める法律上の利益はなく、行審法第 45 条第 1 項により本件審査請求は却下を免れない。

3 結論

以上の理由から、他の主張については検討するまでもなく、本件審査請求は却下されるべきであるから、第 1 のとおり答申する。

広島県行政不服審査会第 2 部会

委員（部会長）	田	中	聡	子
委員	井	上	嘉	仁
委員	保	志	明	子

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとなっているが（行政不服審査法第 81 条第 3 項で準用する同法第 79 条）、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。